

松戸市母子保健連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 本市における母子保健事業の評価等に当たり、有識者等から意見を聴くため、母子保健連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(出席者)

第2条 協議会の出席者は、次の各号に掲げる組織等に所属する者のうちから、市長が出席を依頼する。

- (1) 松戸市医師会
- (2) 松戸市立総合医療センター
- (3) 松戸歯科医師会
- (4) 千葉県松戸健康福祉センター（保健所）
- (5) 松戸市健康推進員協議会
- (6) 千葉県助産師会
- (7) こども発達センター
- (8) 前項に掲げる他、市長が必要と認める者

(出席者への依頼事項)

第3条 協議会の出席者は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知（平成26年6月17日付雇児0617第1号）「母子保健計画について」に基づく母子保健計画の策定、評価及び見直しに当たり意見を述べること。
- (2) 母子保健事業の実施、評価及び見直しに当たり意見を述べること。
- (3) その他、母子保健事業の推進に当たり必要な事項について意見を述べること。

(会議)

第4条 協議会は、必要に応じて市長が開催する。

2 協議会に欠席する出席者は、当該会議に付議される事項につき、書面により意見を出すことができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、松戸市子ども部子ども家庭相談課母子保健担当室が処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

令和元年度 松戸市母子連絡協議会出席者名簿

所属	氏名
一般社団法人 松戸市医師会	笹田 和裕
一般社団法人 松戸市医師会	石井 康徳
一般社団法人 松戸市医師会	三平 元
公益社団法人 松戸歯科医師会	國府田有宏
松戸市立総合医療センター	森 雅人
こども発達センター	花岡 繁
千葉県松戸健康福祉センター	石山 紀子
一般社団法人 千葉県助産師会	鎌田 智子
健康推進員協議会	松本 亜希

順不同